

宮城県内で海面魚類養殖業を営まれている皆様へ



令和5年度宮城県養殖業飼料価格高騰対策事業費支援金【第2期間（拡充）】

海面魚類養殖業に用いる配合飼料の購入量に応じた支援を行います

背景・目的

不安定な国際情勢や円安の影響等による配合飼料の高騰により、影響を受けている宮城県内の海面魚類養殖業を営む皆様の経営安定を図るため、配合飼料の購入量に応じた支援事業を行います。

支援のしくみ

漁業協同組合が事業実施主体となり、配合飼料の購入量に応じて、所属する海面魚類養殖業者（ギンザケ養殖等）へ支援金を交付します。

支援対象者

支援を受けるには以下の要件を満たす必要があります。

- ・事業実施主体となる漁業協同組合の組合員であり、区画漁業権に基づく魚類養殖業を営んでいる者。
- ・**漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）に加入**している、若しくは令和6年度に加入することを誓約する者。

※この他にも要件があります。

支援対象期間

令和5年9月1日から令和6年2月15日までの間に納品された配合飼料。

※ただし、区画漁業権に基づく魚類養殖業で使用するものに限りません。

支援の額

拡充

配合飼料1kgにつき1.5円以内。

※予算の範囲内での支援となります。

【支援を受ける際の相談窓口】

所属する漁業協同組合にお問い合わせください。

【制度に関するお問い合わせ先】

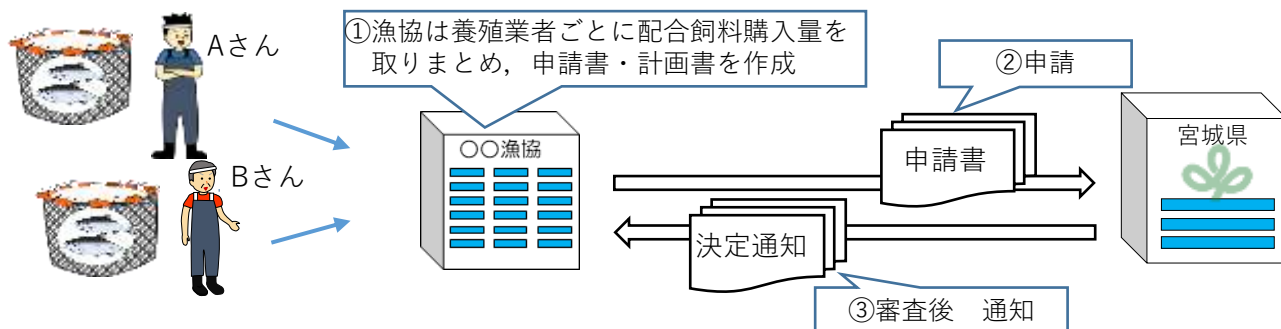
宮城県水産林政部 水産業基盤整備課 養殖振興班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
TEL：022-211-2943 FAX：022-211-2949

宮城県水産業基盤整備課ホームページ：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suikisei/>



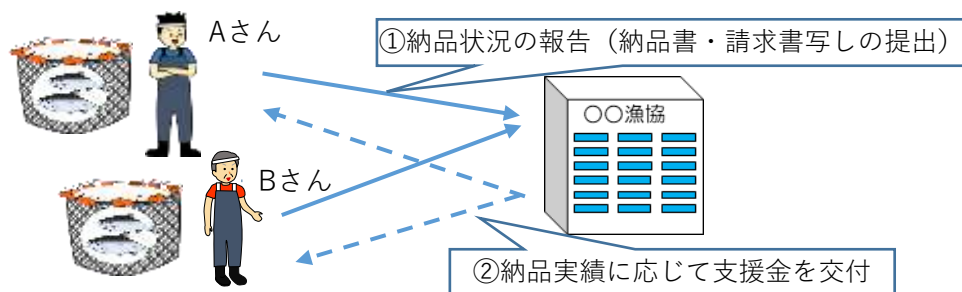
1 漁業協同組合から県への交付申請手続き (令和5年11月30日まで)

- ・ 漁業協同組合が県支援金の対象となる養殖業者ごとに配合飼料の購入量（予定を含む）を取りまとめ、申請書・計画書を作成し県（水産業基盤整備課）に提出。県は書類を審査し、漁業協同組合に交付決定通知を送付します。



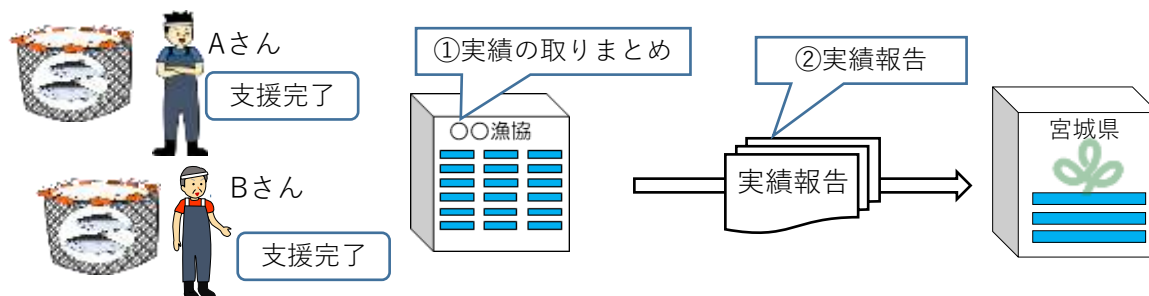
2 漁業協同組合が支援を実施

- ・ 養殖業者の皆様は所属する漁業協同組合に配合飼料の納品状況を報告します。
- ・ 報告を受けた漁業協同組合は納品された配合飼料の量に応じて支援金を交付します。



3 実績報告書の提出

- ・ 漁業協同組合は養殖業者への支援終了後は、対象となる配合飼料数量を納品書・請求書等を元に取りまとめ、実績報告書を作成し、県（水産業基盤整備課）に提出。
- ・ 養殖業者の皆様は漁業協同組合の実績報告書とりまとめにご協力ください。



4 額の確定通知・漁業協同組合への支援金の交付

- ・ 県から漁業協同組合に額の確定を通知、支援金を交付します。

